

各社会福祉施設・事業所管理者 様

愛媛県保健福祉部長

感染警戒期（特別警戒期間）への移行に伴う社会福祉施設等
における新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底について

松山市繁華街におけるクラスターの発生等を端緒に変異株による感染が急拡大したこと等に伴い、4月8日から県独自の警戒レベルを「感染対策期」に引き上げ最大級の感染対策を講じてきたところですが、第4波の感染拡大が2カ月余り経過しようやく落ち着きを見せ、国が示すステージⅢの指標を下回る水準まで低下したこと等を踏まえ、本日、「感染警戒期（特別警戒期間）」へ移行しました。

しかしながら、

○全国的には変異株の感染拡大は収まっておらず、感染の持ち込み・持ち帰りリスクは高い状況が続いていること

○イギリス株よりも感染力が強いとされるインド株への強い警戒が必要であることから、

各社会福祉施設・事業所におかれては、

○**高齢者施設等における感染発生・拡大の未然防止に資する職員の自主検査の積極的な実施**

○**「正しいマスクの着用」「こまめな手洗い・手指消毒」といった感染対策の基本の徹底に**

努めていただきますとともに、国や県の通知を御確認の上、引き続き、感染予防及び感染拡大防止に万全の対策を取っていただきますようお願いいたします。

【担当課】

(救護施設関係)

保健福祉課生活保護係 Tel：089-912-2385

(保育所等関係)

子育て支援課保育・幼稚園係 Tel：089-912-2412

(放課後児童クラブ等関係)

子育て支援課子育て支援企画係 Tel：089-912-2413

(児童養護施設等関係)

子育て支援課児童・婦人施設係 Tel：089-912-2414

(障がい福祉施設関係)

障がい福祉課障がい支援係 Tel：089-912-2424

(高齢者福祉施設関係)

長寿介護課介護事業者係 Tel：089-912-2432

関連リンク

【厚生労働省関係】

○新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

○「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

○「介護現場における感染対策の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf>

※ 障害福祉サービス等事業者等については「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」を参照。

【愛媛県関係】

○児童福祉施設関係

新型コロナウイルスに係る情報等について

<https://www.pref.ehime.jp/h20300/kosodate/singatakorona.html>

○障がい福祉施設関係

新型コロナウイルスに係る情報等について

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/singatakoronawirusu/index.html>

○高齢者福祉施設関係

介護サービス事業者及びサービス利用者の方へ

<https://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/jigyousya/index.html>